

法学研究所50周年に寄せて

森川 幸一

(専修大学法学部長・法学部教授)

専修大学の付置研究所のひとつとして1967年に設立された法学研究所が、2017年で創立50周年を迎えられたことは、研究所の所長を務めたことのある者として、ひときわ感慨深いものがあります。

私が国際法担当の専任講師として専修大学に赴任したのは1988年4月のことでした。当時、法学部のスタッフは、毎年6月に開催される研究所の所員総会で自動的に所員になることになっており、私も法学研究所がどのような活動を行っているかなど、あまり気にすることもなく所員になった、いや「させられた」というのが正直なところでしょうか。

そのような私が研究所の活動に最初に意識的に関わったのは、1991年2月に箱根で行われた合宿研究会でした。例年、入試業務がひと段落着く2月末に開催され現在も続いている合宿研究会では、まだ赴任して日が浅い所員や在外・国内研究から帰ったばかりの所員に報告者として白羽の矢が立つことが多く、現在は総合研究大学院大学の学長をされている、専修大学に赴任されたばかりの長谷川真理子先生とともに、私も研究報告をすることになりました。

長谷川先生のご報告は、進化生態学の観点から霊長類に見られる子殺しの現象について、先行研究批判を織り交ぜながら論じるもので、自然科学にはまったくの門外漢の私にとっても、非常にわかりやすく興味深いご報告でした。私の方は、まさに当時、現在進行形だった湾岸戦争について、その頃私が研究テーマとしていた国連の集団安全保障の観点から、イラクによるクウェートへの軍事侵攻とそれに対する国際社会の対応を、国際法的にいかにも位置づけるかという試論的な報告をしたのを覚えています。

この研究報告が契機となって、その後私は、冷戦後の国連の集団安全保障に関する研究に本格的に取り組むことになり、1993年5月に国際法学会で行った口頭報告を基に『国際法外交雑誌』に投稿した「国際連合の強制措置と法の支配——安保理の裁量権の限界をめぐって」で、毎年、国際法に関する優れた研究業績をあげた個人に授与さ

れる「安達峰一郎記念賞」を受賞することができました。

この時の研究合宿のもうひとつの成果は、箱根からの帰りのロマンスカーの中でたまたま隣り合わせになった長谷川真理子先生と、自然科学と社会科学の方法論について、時の経つのを忘れて議論したことでした。今はその時の会話の詳細はほとんど覚えていませんが、仮にボイスレコーダーで録音できていれば、活字に起こして読むに堪えるような濃い内容の会話だったと自負しています。

この時の合宿研究会で与えられた報告の機会が、今振り返ってみると、その後の私自身の研究の発展に大きく寄与したわけですし、法律学や政治学といった隣接分野の同僚はもとより、普段はあまり触れることのない自然科学分野の同僚と学問的な対話をする事の重要性を、この合宿研究会は私に教えてくれるものとなりました。

そのような体験から、私は法学研究所の活動に以前よりも積極的に関わるようになり、イタリアでの在外研究から戻った2002年2月の合宿研究会では、在外研究先であった「ヨーロッパ大学院大学 (European University Institute = EUI)」での経験を踏まえて、「在外研究雑感——学生参加型教育方法を考える」という報告を行いました。当時、日本の大学での法学教育は、大教室で教員が講義ノートや教科書を読み上げ、学生がそれをノートするという、ドイツ式のものがなお主流で、学生参加型の教育の必要性が叫ばれ始めてはいたものの、われわれ教員も、実際にはどのようにして学生の参加を促すか暗中模索の状況でした。EUIで体験した教育は、今では日本の大学教育にも広く取り入れられるようになったアクティブ・ラーニングそのもので、専修大学に復帰したのちの私の教育方法もこれによって大きな影響を受けました。

この時の合宿研究会での報告は、その後、研究所の所報 (No. 26) に写真入りの原稿として掲載されていますが、最後のページを見ると、なんと私が事務局長として編集後記を書いているではありませんか。同号に掲載されている活動報告によると、2002年7月から小田中聡樹所長の下で、私が事務局長を拝命することになったのです。

こうして私の法学研究所との関わりは、次第に切っても切れないものになっていくのですが、2015年7月からは、前任の田口文夫所長を引き継いで、私が所長をお引き受けすることになりました。私の所長としての仕事は、前川亨事務局長 (現所長)、渡邊一弘事務局員 (現事務局長) という優れたサポート役にも恵まれ、大変スムーズに遂行することができました。田口前所長から引き継いだ研究所規程の整備と学生と市民のための公開講座 (「法律学と政治学の最前線」, 「現場からの法律学・政治学」) の実施がその主な仕事になりました。

私の所長としての任期の最終年である2017年には、研究所が創立50周年を迎えるということで、記念の公開シンポジウムを企画しましたが、私の任期中には果たせなかったのが心残りといえれば心残りです。しかし、これを引き継いでくださった前川現所長の下で、2018年2月に「対話する国家・社会へ」と題したシンポジウムが大盛況のうちに開催されました。前川所長には、この場を借りて心よりの敬意を表したいと思います。

複雑化する現代社会が抱える諸問題を的確に認識・分析し、その解決策を模索していくには、複数の学問分野の専門知の糾合が必要だと思われます。今日のように専門分野が細分化し個人で取り組める問題領域に限られる中であって、法学、政治学にとどまらず、歴史学、文学、言語学、自然科学など多様な専門分野に属する所員によって構成されている法学研究所にかけられている期待はますます高まるでしょう。法学研究所が、そうした期待に応えるため、将来にわたり研究会・シンポジウムの開催や定期刊行物の発行を通じて、対外的な発信能力をますます強めていくことを願ってやみません。